

令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金及びこども加算のお知らせ

この給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税者のみである世帯への給付を行うものです。

1 支給対象者

下記の（１）及び（２）の両方を満たす世帯の世帯主の方が支給対象者です。

（１）基準日（令和6年12月13日）時点でさくら市に住民登録がある世帯

（２）世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

【給付ができない例】

- ・住民税未申告の方が世帯員にいる場合
- ・世帯全員が住民税が課税されている他の親族等から扶養を受けている場合

2 支給額

1世帯当たり3万円

世帯内に18歳未満のこどもがいる場合、こども1人当たり2万円を加算

3 支給の流れ（※支給要件確認書の返送が必要です！）

- 
- （１）別紙「支給要件確認書」（赤色）に記載の支給内容に誤りがないか確認してください。
※こども加算に該当する世帯は「こども加算支給要件確認書」（青色）もあわせて確認してください。
 - （２）記入例を参考に「支給要件確認書」（赤色）に必要事項を記入してください。
※こども加算に該当する世帯は「こども加算支給要件確認書」（青色）にも必要事項の記入をお願いします。
 - （３）必要な書類をご準備の上、「支給要件確認書」（赤色）に貼り付けてください。
 - ①あらかじめ印刷されている支給口座への振込を希望する場合
→必要な書類はありませんので、今回送付した確認書のみを返送してください。
 - ②あらかじめ印刷されている支給口座と異なる口座に振込みを希望する場合 又は
支給口座が空欄の場合
→振込口座確認書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）
→本人確認書類（世帯主の住所・氏名が分かる本人確認書類の写し）

裏面もご確認ください！

③代理で受給を行う場合（世帯主名と支給口座の氏名が異なる場合）

→振込口座確認書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

→本人と代理人それぞれの本人確認書類（世帯主及び代理人の住所・氏名が分かる本人確認書類の写し）

（４）同封されている返信用封筒で、「支給要件確認書」（赤色・青色）を返送してください。



4 返送期限

令和7年5月30日（金）必着

※期限を過ぎますと、給付金を支給できない場合があります。

5 支給予定日

支給要件確認書が市役所に到着後、約3週間後を予定しております。

（支給要件確認書に必要事項の記入が漏れている場合や、必要な添付書類が不足している場合は支給が遅れることがあります。）

問合せ先
さくら市 福祉課 生活福祉係
TEL 028-681-1106